

7-1 新設合併（支配取得に該当する場合（7-2 の場合を除く。））

資本金の額の計上に関する証明書

株主資本等変動額（会社計算規則第45条第1項）

金〇〇円

新設合併設立会社の資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第45条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注1）

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注2）

- （注） 1 新設合併設立会社の資本金の額は、株主資本等変動額の範囲内で、新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い定める必要がある（会社計算規則第45条第2項）。
- 2 代表者が新設合併による設立の登記の際に登記所に届け出る印を押印する必要がある。

7-2 新設合併（支配取得に該当する場合であって、新設合併取得会社の株主等に交付する新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式であり、かつ、新設合併取得会社に係る部分については、同社における新設合併の直前の株主資本を引き継ぐものとして計算するとき）

資本金の額の計上に関する証明書

① 新設合併の直前の新設合併取得会社の資本金の額（会社計算規則第45条第3項第1号）

金〇〇円

② 新設合併取得会社以外の新設合併消滅会社に係る株主資本等変動額（会社計算規則第45条第3項第2号）

金〇〇円

③ ②の額のうち新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い新設合併設立会社の資本金の額に計上すべき額として定めた額

金〇〇円

④ ①+③

金〇〇円

新設合併設立会社の資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第45条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注）

（注）代表者が新設合併による設立の登記の際に登記所に届け出る印を押印する必要がある。

7-3 新設合併（共通支配下関係にある場合（7-4の場合を除く。））

資本金の額の計上に関する証明書

- ① 新設合併の直前の株主資本承継消滅会社の資本金の額（会社計算規則第46条第2項第1号）（注1）
- 金〇〇円
- ② 非株主資本承継消滅会社に係る株主資本等変動額（会社計算規則第46条第2項第2号）（注2）
- 金〇〇円
- ③ ②の額のうち新設合併消滅会社が新設合併契約の定めに従い新設合併設立会社の資本金の額に計上すべき額として定めた額
- 金〇〇円
- ④ ①+③
- 金〇〇円

新設合併設立会社の資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第46条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注3）

- （注）1 「株主資本承継消滅会社」とは、新設合併消滅会社の株主が受ける新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式である場合において、当該新設合併消滅会社が株主資本承継消滅会社となることを定めたときにおける当該新設合併消滅会社をいう（会社計算規則第2条第3項第46号）。
- 2 「非株主資本承継消滅会社」とは、株主資本承継消滅会社及び非株式交付消滅会社（新設合併消滅会社の株主に交付する新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の社債若しくは新株予約権である場合又は新設合併消滅会社の株主に交付する新設型再編対価が存しない場合における当該新設合併消滅会社をいう（会社計算規則第2条第3項第48号）。）以外の新設合併消滅会

社をいう（会社計算規則第2条第3項第49号）。

- 3 代表者が新設合併による設立の登記の際に登記所に届け出る印を押印する必要がある。

7-4 新設合併（共通支配下関係にある場合であって、新設型再編対価の全部が新設合併設立会社の株式であり、かつ、新設合併消滅会社における新設合併の直前の株主資本を引き継ぐものとして計算することが適切であるとき）

資本金の額の計上に関する証明書

新設合併の直前の各新設合併消滅会社（非対価交付消滅会社を除く。）の資本金の額の合計額（注1）

金〇〇円

新設合併設立会社の資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第47条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注2）

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印（注3）

- (注) 1 「非対価交付消滅会社」とは、新設合併消滅会社の株主等に交付する新設型再編対価が存しない場合における当該新設合併消滅会社をいう（会社計算規則第2条第3項第47号）。
- 2 新設合併設立会社の資本金の額は、新設合併の直前の各新設合併消滅会社（非対価交付消滅会社を除く（会社計算規則第47条第2項）。）の資本金の額の合計額と一致する必要がある（会社計算規則第47条第1項）。
- 3 代表者が新設合併による設立の登記の際に登記所に届け出る印を押印する必要がある。